

電波監理審議会（第1098回）議事録

1 日時

令和4年2月2日（水）10：00～11：50

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
三田 一博（総務課長）、飯倉 主税（放送政策課長）、
中村 朋浩（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

野崎 雅稔（電波部長）、林 弘郷（総務課長）、
荻原 直彦（電波政策課長）、翁長 久（移動通信課長）、
田中 博（移動通信企画官）、木村 裕明（重要無線室長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)		
① 無線従事者規則の一部を改正する省令案 (諮問第2号)		1
② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備) (諮問第3号)		8
③ 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定 基地局の開設に関する指針を定める告示案 (諮問第4号)		15
(3) 報告事項 (総合通信基盤局)		
公共用周波数の有効利用に向けた継続的なフォローアップの実施		30
(4) 諮問事項 (情報流通行政局)		
① 日本放送協会放送受信規約の変更の認可 (諮問第5号)		34
② 日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務 大臣の意見 (諮問第6号)		39
(5) 閉	会	49

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、依然として感染が拡大しているという状況でございますので、本日の2月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項5件、報告事項1件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 無線従事者規則の一部を改正する省令案

(諮問第2号)

○日比野会長 諮問第2号、無線従事者規則の一部を改正する省令案につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課長をしております荻原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、私から、諮問第2号、無線従事者規則の一部を改正する省令案について御説明させていただきます。

まず、お手元の資料、右肩に「諮問第2号説明資料」と書いてある資料でございますけれども、1ページの冒頭を御覧いただければと思います。

諮問の概要でございます。無線従事者国家試験の方法ですが、無線従事者規則第3条で規定されておりまして、これまで試験は、電気通信術の試験を除いて、筆記による方法で行われてきております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、令和2年4月から7月までに実施される予定であった国家試験が中止されるという事態がございました。今後、そのような全面的な試験の中止をできる限り防ぎたい、また、受験の機会を安定して提供できるようにしていきたいということで、無線従事者の国家試験の方法としまして、筆記によるもののほかに、C B T方式、Computer Based Testing方式、具体的にはコンピューター端末に回答を入力していただく方法によるものも、省令に明記するものでございます。

具体的には、2の改正の概要を御覧ください。無線従事者規則第3条に、試験の方法としまして、筆記の方法に加えて、「電子計算機その他の機器を使用する方法」を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、答申をいただいた場合、速やかに改正を行い、公布日施行を予定しております。

次に、2ページ目を御覧ください。無線設備の操作を行う者が、無線設備を良好に運用するためには、専門的知識と技能が必要になります。このため、一定の知識と技能を要求する「資格主義」を採用しておりまして、無線従事者資格の取得を求めているものでございます。

資格の取得の方法については、資料の1の下半分のところに4つ、①から④までございますけれども、このうち①の国家試験による取得については、電波法に基づく指定試験機関である公益財団法人の日本無線協会が実施主体となっております。今回の省令改正によるC B Tの導入は、この指定試験機関が実施

する国家試験において行うものでございます。

同じページの下の表を御覧いただきたいのですが、指定試験機関による国家試験の実施状況の概要をまとめております。資格に応じて試験科目の多寡がございますけれども、ある程度定まった実施時期に、事務所の所在地を中心として、特定の場所で行われているという状況が御覧いただけようかと思えます。

3 ページ目を御覧ください。上段の1 ですけども、C B T の導入によって変更となるポイントをまとめております。①の試験日時、あるいは②の試験会場については、現行の筆記試験では、当然のことながら特定の日に特定の場所に集まって受験していただいているわけですが、C B T の導入によりまして、日時や場所を受験者の方がある程度幅のある選択肢から選択できるようになるということです。結果として、試験を受ける方の分散も図られまして、密を回避することと、利便性の向上を図ることが可能になると考えております。

このページの下の方に、指定試験機関が現時点でC B T の導入を想定している4 つの資格を記載しております。いずれも無線工学及び法規に関する1 時間程度の選択式の試験で合否を判定する資格となっております。

4 ページを御覧ください。写真はC B T による試験会場のイメージでございます。御参考までにつけさせていただいております。

それから、5 ページからですけども、最後に意見募集の結果について説明申し上げます。昨年1 1 月から1 2 月にかけて、行政手続法に基づき意見募集を行いまして、法人から1 件、個人から1 0 件の意見をいただいております。

内訳は、賛成が1 0 件、賛否明らかでないものが1 件ということでございまして、反対意見はございませんでした。

主な意見をピックアップして御紹介させていただきます。6 ページを御覧く

ださい。

個人からの意見で、番号で言うと9番目になります。賛否を明らかにされていないのですけれども、無線従事者国家試験において行っています電気通信術の試験についても、C B Tの導入を検討してほしいという意見でございます。

これに対して総務省の考えは、右側でございますけれども、指定試験機関が実施する無線従事者国家試験においては、無線工学及び法規など、C B Tで実績のある選択式の試験から本格導入を開始する予定です。電気通信技術をはじめとするその他の試験科目に関していただいた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます、とさせていただきます。

なお、本件と同じような意見が番号で11番になりますが、ございました。

次に、7ページを御覧いただければと思います。

法人からの意見といたしまして、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会から、おおむね賛成ですが、資格取得の別の方法である養成課程を念頭に、同一資格の受験回数等に制限を設けてほしいという意見をいただいております。

これに対する総務省の考え方ですけれども、国家試験の頻度の上限については、特に明確な制約はございませんので、本改正案の方向性におおむね賛成の御意見として承りますとした上で、無線従事者国家試験の機会の是非の在り方に関していただいた御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます、とさせていただきます。

以上、主な意見、要望とそれらに対する総務省の考え方を御紹介させていただきました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○日比野会長 萩原課長、ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理お願いします。

○兼松代理 荻原課長、御説明どうもありがとうございました。

いろいろな資格試験につきましては、C B Tが導入されておりますわけですので、本案につきましては、案自体については特に異論はございませんし、結構なことだと思っているのですが、その上で確認させていただきたいことがございます。

まず、現時点でC B T導入を想定されている資格というのが4つあるということですがけれども、この4つをまず先に、先行してやるということになったのは、どういう理由かということでございます。

それを教えていただきたいというのと、それから私は日本無線協会のサイトを見てみたのですがけれども、既にこの4つの資格について、令和4年2月から、全国各地でC B T方式の試験を実施しますというふうに先取りした記載がもう載っております、これは本諮問につきましても、答申が出るということを前提として、こういうふうに先駆けして載せていらっしゃるのかなというのを、ちょっと疑問に思ったところがございますので、この点も御教示いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○荻原電波政策課長 御質問ありがとうございます。

まず、なぜこの4つの資格から始めるかということですがけれども、説明の中で申し上げましたのが、この4つの資格というのは、いずれも1時間程度の短い時間の選択式の筆記試験でございます、なおかつ、受験人数は比較的多い資格になっておりまして、C B Tを導入することで、その効果はかなり大きいと期待されているのが、1点でございます。

それから、上位の資格になりますと、試験時間が長くなりまして、特に、1級の総合無線通信士の資格になりますと、3日間にわたって試験をやるとか、

あるいは電気通信術という実技の試験、例えばモールス信号を実際に送るとかそういった試験も含まれてきていまして、今回選んだ4つと比べますと、いずれもハードルが高く、検討課題がいろいろございます。そのため、まずは、先ほど御説明させていただいた4つの資格から導入を始めようということで、御説明させていただいたところでございます。

それから、既に日本無線協会のウェブサイトで試験の募集を開始しているという御指摘でございますけれども、C B Tの試験は、実際に導入を想定しているのは来年度以降ということで、今回お認めいただければ、そういったスケジュールを考えておりますが、いきなり本番というのはなかなか難しく、本格的に導入する前に、事故やトラブルが発生しないかとか、あるいは合格者情報の指定機関から行政側への受渡しがしっかり処理できるかとか、本番の環境とほぼ同じ環境で、試験的に実施しようということで、そのための募集を日本無線協会で行っているという認識しております。

今回、試験的にC B T方式を実施することにつきましては、最初の説明資料の1ページ目の改正概要のところを御覧いただきたいのですが、無線従事者規則の第3条に、今回改正した部分、下線を引いた「筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法によりそれぞれ行う。」という文章の次に「ただし、」とありまして、「総務大臣又は総合通信局長が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。」となっていて、このただし書に基づいて、今回試験を年度内に実施するというので、募集をかけているということでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。そういたしますと、今回の2月の試験は、ただし書に基づいて行うものであるもので、C B T自体は、ただし書を解釈すればできないこともないけれども、明記をするということで、よりはっきりさせたいという御趣旨だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 御指摘のとおりでございます。ただし書というのは、あくまでも例外的な方法という位置づけになりますので、しっかりと正規の方式として位置づけるという意味合いがございます。

○兼松代理 了解いたしました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からよろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○長田委員 基本的には今回の御提案には賛成ですけれども、コロナの影響で中止をすることがあったということが契機になっているということですが、コロナ禍が、もし落ち着いて、そういうことがなくなったとしても、この方式のままいくと、つまり、この4資格については、いわゆる筆記試験ではなくということになっていくと考えてよろしいのでしょうか。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。コロナによる状況というのは、1つのきっかけとはなりましたけれども、試験の効率化とか、受験者の方の利便性の向上という観点で、今回正式に導入したいと考えておりますので、コロナの問題が収まった後も、引き続き実施していくという前提で考えております。

○長田委員 ありがとうございます。

○日比野会長 あと、林委員、特によろしいですか。

○林委員 私からは大丈夫でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 笹瀬委員はいかがでしょう。よろしいですか。

○笹瀬委員 笹瀬です。私もいいと思います。

○日比野会長 そうですか。ありがとうございます。

私も大変結構なことだと思います。これはちょっと余談になるかもしれませんが

んが、証券界では証券外務員登録というのがあるのですが、これもC B T方式をかなり前から導入してやっております。そういう意味では、コロナを1つの契機として、こういった効率化をどんどん進めていっていただいて、上位の資格についても部分的かもしれませんが、効率化を通じて無線従事者の拡大につながっていくことを期待したいと思います。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。それ以外の試験についても、引き続き検討は進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第2号、こちら諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 結構です。

○兼松代理 結構です。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備）

(諮問第3号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第3号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備）についてでございます。こちらは、翁長移動通信課長から説

明をお願いいたします。

○翁長移動通信課長 移動通信課、翁長でございます。先生方、よろしくお願いいたします。

諮問第3号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、御説明を申し上げます。

本件でございますけれども、過去の情報通信審議会及び検討会の報告に基づきまして、携帯電話等の基地局の定期検査の簡素化を図り、免許人や登録検査事業者等の負担を軽減するように整備したいというものでございます。

1ページ目から3ページ目に、概要いろいろ書いてございますけれども、4ページ目以降にまとめてございますので、まず、4ページ目を御覧いただければと存じます。

4ページ目の上の背景のところでございますけれども、携帯電話やBWAの高度化された無線システムについては、現在も周波数や空中線電力を一定精度に維持するような機能を既に具備しているものがございます。一方で、5Gになりまして、アンテナと無線機の送信部分が一体化されてきておりまして、測定器を接続して電気的特性を測定するのが困難な装置が出てきているという現状がグローバル的にもございます。今までは送信機にアンテナ端子があって、その部分に測定器をつないで電気的特性を測ることができたのですけれども、これらが一体化されているということで、そういう端子がなくなっているといったような状況がございます。

このような観点で、過去の定期検査の在り方の検討会で、これらについて議論をいただきまして、4ページ目の下に4つ記載してございますけれども、これらの条件を満たす基地局につきましては、5年に1度の定期検査において周波数及び空中線電力の測定を省略可能という結論を得ることができたものでございます。

測定省略の条件でございますけれども、大きく分けて技術面と運用面に分かれてございます。1、2、4が技術的内容でございますけれども、現在の5Gにつきましては、いわゆるTDD方式、時分割方式ということで、これはGPS信号等々を用いて、送信受信のタイミング・同期を取るといったことが必要になってございますので、この信号によって周波数の精度を一定に維持しているところでございます。

このように周波数を一定精度で維持する機能と、空中線電力を補正して、許容偏差内に収める機能を具備していることが、まず、条件としてございます。4つ目に記載してございますけれども、それを技術基準適合証明、いわゆる技適として証明・認証を受けることが技術的な条件となります。

なお、これらについては、既存の5G等の基地局ではもう既に能力として具備しているところでございます。

さらに3番目は運用面でございますけれども、免許人が監視制御機能等々で24時間365日の保守運用体制を構築することが条件になる。つまり、先程の技術面の条件を具備した上で、何か起きたときにはすぐ対応ができる体制を取っていることが3つ目の条件になってございます。検討会での議論の際には、この24時間365日の保守運用体制を取っているということで、毎日検査をしているようなものであるといったような御意見もあったところでございます。

5ページ目を御覧いただければと存じます。これらに制度設計をお示ししてございます。

まず、左上の設備規則と、真ん中の上の運用規則が必要的諮問事項でございますけれども、設備規則におきましては、周波数や空中線電力を一定の精度、許容偏差内に収める機能を定義いたしまして、その精度を5G等の対象の設備の条文に規定したいと思っております。

左下側には、証明規則において、技適といった証明を取るための申請や、報

告の様式等々を定めます。

真ん中にございますけれども、運用規則におきましては、携帯電話の基地局の免許人には監視制御機能、保守運用体制を講ずることを規定いたしまして、その対策についても規定するものがございます。ここで努力義務規定としておりますけれども、これにつきましては、本要件は定期検査において一部の測定を省略するためのものですので、省略せずに測定ができる場合は必ずしも必要がないということで、「努めるもの」として規定をしております。

黄色の四角のところがございますけれども、運用規則で規定しました保守運用体制等について、総合通信局長等への確認の申請等の手続を記載してございます。

一番下の赤の部分でございますけれども、これらの条件を満足する場合は、定期検査において、周波数と空中線電力の測定を省略可能にするということで、関係の告示に規定をしていきたいと思っております。

6 ページ目を御覧いただければと思います。これらの手続を行う際のフローをまとめたものがございます。先ほどの説明と重複する部分がございますので割愛いたしますけれども、2 か所、補足的に御説明を申し上げます。

右上に、対象無線局は4G、5G、BWAとございます。先ほど5Gの基地局になってアンテナと一体型ということを御説明しましたけれども、4G等々につきましても、測定端子はあるけれども、設備の能力的には先ほど申し上げたような、周波数等の精度を維持する機能を具備しているものがございますので、それらにつきましても対象としているところでございます。

また、右側の真ん中あたりに、外部参照信号同期機能を使用しているものという条件がございますけれども、これはFDD方式の基地局では実装していても必須の機能ではないということで、実際に運用するときには使っていないものもがございますので、実装だけを条件とするものでなくて、機能を使っている

ということを条件としてございます。

続いて7ページ、8ページ目につきましては、省令等々を記載してございませうけれども、詳細は割愛させていただきます。

9ページ目を御覧ください。告示の部分の改正案を記載してございます。これらにつきましても、諮問事項ではございませうけれども紹介をさせていただいております。詳細な説明は省略させていただきます。

10ページ目を御覧ください。10ページ目以降につきまして、パブリックコメントの内容を記載してございます。昨年の11月から1か月間、パブコメを実施させていただきまして、9件、意見がございました。基本的には皆さん賛同意見でございますけれども、例えば、2番目の、NTTドコモさんからの3行目あたりからを御覧いただければと思っておりますけれども、周波数等を維持する機能に関する再認証取得に関しては同一認証番号とするガイドラインの適用を要望しますといったことが、各事業者さんから御提案、御要望といたしますか御意見を出されております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在運用している基地局についても既に機能を具備しておりますが、測定省略を適用するためには本制度施行後に、これらの機能を具備しているものとして技適を取り直していただくこととなりますので、その場合には現在の技適番号と同じ番号を要望しているものでございます。当然、違う番号になりますと、各事業者において技適マークの貼り替え作業など、これらの機器の管理上の負担も生じると理解しておりますので、総務省の考え方としては、同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討いたしますという形で回答してございます。

これらにつきましても、同一認証番号になるように関係のところと調整をしていきたいと思っております。

最後ですけれども、13ページ目でございます。個人の方から、法人の場合

は法人番号の記載があったほうがいいのではないかという御意見をいただいておりますけれども、現行の電波法令の手續上、法人番号は使用してございませんので、その旨、考え方としてお示しをしているところでございます。

最後になりますけれども、答申をもしいただきましたならば、速やかに公布いたしまして、認証の受付や総務大臣への報告等々のシステムの改修期間を確保するための準備的な期間をいただきたいと思っておりますので、施行につきましては、5月1日と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○日比野会長 翁長課長、ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理、お願いします。

○兼松代理 翁長課長、御説明どうもありがとうございました。

先ほど既に御説明があったのですが、確認ということで、努力義務のところでございますけれども、要するに測定の省略を希望する場合は、監視制御機能、保守運用体制をきちんとやって、局長の確認を受けなければならない。それをやらなくてもいいと、測定を実際にやりますよということであれば、この点は努力義務で、必ずしもやらなくてもいいと、そういう立てつけでよろしいでしょうか。

○翁長移動通信課長 御指摘のとおりでございます。実態としては、携帯電話事業者等の基地局が対象になりますので、既に信頼性、安全性の観点から、彼らは24時間365日保守運用と管理をしてございますので、努力義務という立てつけにはしておりますけれども、実態としては、問題がないと理解しております。

○兼松代理 ありがとうございます。理解いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでございましょう。

○林委員 ありがとうございます。私からは特にございません。賛同いたしません。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 私からも特にございません。

○日比野会長 笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 4 ページ目、1 点確認ですけれども、簡素化する方式は、国際的には何かルールがあるのですか。日本だけの話なのでしょうか。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。検査の在り方につきましては、各国いろいろなやり方がございますので、今回の制度は日本のやり方になるかと思っております。ただ、一方で、5 G の基地局等々の技術基準等々につきましては、もうグローバル化されておりますので、各国とも事情は同じようなものだと理解をしております。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

私も本件の測定を省略可能とすることについて、異論は全くございません。強いてコメントとして申し上げれば、全事業者がそろって要望している同一認証番号による認証、これはぜひ5月1日の施行予定までに間に合うといいなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。○翁長移動通信課長 ありがとうございます。そうなるように努力してまいりたいと存じます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件、諮問第3号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います、よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(3) 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案

(諮問第4号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第4号、2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案についてでございます。

こちらは田中移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 おはようございます。移動通信企画官、田中でございます。

それでは、諮問第4号説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

5Gにつきましては、平成31年4月の5Gの導入に向けて、最初の開設計画の認定を行いまして、その後、令和2年8月には、4Gの周波数を5Gに使うことができるような制度整備を行い、今年度当初に1.7GHz帯、東名阪以外の割当てを行ったところですが、今回、2.3GHz帯につきまして、5G用周波数としまして3回目の割当てを行おうとするものでございます。

資料は、2枚めくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。

平成31年の4月の割当てのときには、都市と地方を問わず、全国速やかに早期に5Gを導入できるように、基盤展開率という概念を設けまして、また、割当てから2年以内に、47都道府県でサービスを開始しなさいというような

条件もつけさせていただいたところでございます。

5Gにつきまして令和2年3月から順次、各者が商用サービスを開始いたしまして、令和3年3月末までに、47の都道府県全てで、全ての事業者がサービスを開始しているところでございます。

資料を1ページおめくりください。4ページ目でございます。

今回の2.3GHz帯でございますけれども、世界的にはIMTバンドということで携帯電話に使われている周波数帯域でございますが、2,300から2,400までの100MHz幅につきましては、公共業務用で使われております。また、2,330から2,370の40MHz幅につきましては、放送事業者が放送素材伝送用の無線局として、フィールドピックアップユニット、FPUとして使っているものでございます。公共業務用、放送業務用で使用していない場所、時間帯について、動的に周波数の共用をしようということございまして、令和2年の電波法改正によって、ダイナミック周波数共用ができるようになって当該共用を活用した初めての割当てとなります。

具体的には、2,330から2,370までの40MHz幅につきまして、5G用としまして、携帯電話1者に割り当てようとするものでございます。期間は5年間でございます。

なお、現在、4Gから5Gの移行期に当たりますので、4Gとして使うことも可能ですけれども、審査において4Gは評価しないということとなります。

続きまして、資料5ページ目を御覧ください。今回の開設指針のポイントでございますが、都市と地方の一体的な5G整備は、当初平成31年の割当てから目指していたところでございますが、今般のデジタル田園都市国家構想の実現に資するために、条件不利地域や現に5G基地局の整備が遅れている地域の整備をより高く評価するものでございます。

具体的には、全ての申請者が最低限満たすべき要件である絶対的審査を行いまして、この審査をクリアした人が複数者いらっしゃる場合には、下の比較審査を行いまして、これで比較優位な1者を定めて認定を行おうとするものでございます。

資料6ページ目を御覧ください。絶対審査基準でございます。これまで2回の5Gの割当てを行ってまいりましたので、それを踏まえて、こちらに書いてある16項目にわたる審査基準を設定しております。こちらをクリアした事業者が複数いらっしゃる場合には、今度は比較審査を行うということで、次は7ページ目を御覧ください。

比較審査におけるエリア展開の配点の考え方という資料でございます。3.7GHz帯、4.5GHz帯、28GHz帯の5G周波数の基地局の普及状況を見ましたところ、全国10平方キロメートル当たりの基地局数は、平均で1.04局でございますけれども、これを都道府県別に並べてみますと、やはりかなりの差が出ております。1.04を上回る、全国平均を上回る府県が13府県でございますけれども、大幅に上回る10以上あったのが東京都と大阪府でございます。また、全国平均を下回る道県が32道県ございましたので、都市と地方での一体的な整備に向けまして、条件不利地域における整備とともに、現に5Gの基地局整備が遅れている地域の整備を高く評価しようとするものでございます。

具体的には8ページ目を御覧ください。カテゴリIのエリア展開のところでございますけれども、もちろん全国での5G基地局、5年後の5G基地局、Aという項目がございます。また、条件不利地域における基地局開設数のBという評価もあるのでございますけれども、C-2の6点を基準として、全国平均以下のところは3倍の評価の18点、逆にC-2大幅に上回る大阪府と東京都の整備につきましては3分の1の評価を行おうとするものでございます。

そのほかのカテゴリでございますが、Ⅱの高度化でございますけれども、制御に4Gを用いない、5Gスタンドアローン方式の商用開始が、一部の事業者では開始しておりますけれども、まだまだ主流は、制御に4Gを用いるNSA方式、ノンスタンドアローン方式での基地局展開が圧倒的に多いのが現状でございます。早期に5GのSA方式による基地局展開を促すために、SA構成での5G特定基地局の開設数の割合がより多いことをⅡのカテゴリでお聞きしています。

また、Ⅲのカテゴリにつきましては、令和元年の法改正によりまして、周波数の経済的価値を踏まえた割当てということで、特定基地局開設料制度が導入されましたので、こちらにつきましては、より金額が多いことという評価を設定させていただいております。

次に、カテゴリⅣでございます。こちらは今回の割当て特有のものでございます。2,330から2,370の40MHz幅でございますけれども、公共業務用の移動局と混信しないように運用するためには、両端10MHz幅の離調を取った2,340から2,360の20MHz幅での運用であれば、公共業務用の移動局が展開される場合でも使えるということなので、この40MHz幅と20MHz幅を基地局の電源を落とすことなく周波数の幅だけを変えることができれば、より長い時間、広い場所で、この周波数を効率的に使うことができるということでございますので、電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができるという技術を開発し導入するとともに、これは実際に基地局ベンダーさんが参加していただいて、もっと普及させてコストダウンが図られるためには国際標準化が必要だと考えておりますので、こちらの提案を行うことというFとGという項目を設定させていただいております。

これらのAからGまでの評価を行いまして、仮に同点の方がいらっしゃった場合には、最後のHの項目で、面積カバー率がより大きい者を1者選定して、

1人の人を決めようというものでございます。

9ページ目は配点方式でございまして、FとG以外は等分配点方式でございます。具体的には、4者の申請があつて最高点が12点の場合には、上から順番に、12点、9点、6点、3点というふうに点数をつけてまいります。

また、FとGについては、計画を有する場合は8点ずつ、有していない場合は0点をつけるという配点方式になってございます。

資料を1枚めくってください。判定方法につきましては、10ページに書いているとおりでございます。

今回の開設指針案の制定に当たりまして、昨年末、12月18日から1月21日まで、年末年始の休みを挟みますので、35日間にわたる意見募集を行いましたところ、法人から7者、個人から6者、計13者の御意見をいただいております。

法人7者の内訳ですけれども、携帯電話4者と、残り3者ですけれども、MVNOの立場として、一般社団法人テレコムサービス協会とオプテージから、携帯電話等抑止装置を製作しているメーカーの三精テクノロジーズからの法人7者から御意見をいただいております。

順次、提出された意見と、それに対する考え方について、簡単に御説明を申し上げます。

まず、11ページ目の頭のほうですけれども、NTTドコモとKDDIからは、今回の開設指針に賛同意見を頂戴しています。

11ページの下項目ですけれども、MVNOの立場から比較審査項目に「5G(SA方式)での先進的な機能開放」を入れてほしいという御意見を頂戴しておりますけれども、まさにSA方式での先進的な機能開放につきましては、接続料の算定等に関する研究会等において、今後検討を深めていく予定でございますので、現時点では必ずしも具体的になっていないことから、比較審査基

準として規定することは見送っております。

1枚めくってください。資料12ページ目でございます。

審査項目についての御意見をいただいております。局所的なトラヒック対策についても評価をすべきであるとドコモから頂いておりますけれども、局所的なトラヒック対策は、主に都市部で使われているということになりますので、都市と地方での一体的な5G整備を期待されていることに鑑みまして、今回は条件不利地域等における整備を高く評価するものでございます。

また、2項目め、災害対策体制の整備について評価することが適当というソフトバンクの御意見に対しましては、災害対策につきましては、絶対審査基準において審査を行うこととしております。

また、同じく3項目め、ソフトバンクからは、オープン化に関しまして、インターフェース、接続ポイントについては、国際状況を見据えつつ見直し検討を進めることが適当という御意見に関しましては、オープン化の審査項目につきましては、国際状況等を見据えて、適切に検討を進めるものと考えております。

次に、4項目めでございますけれども、楽天モバイルより、指定済み周波数の総計に関して、より少ない人を優位にすべきという御意見を頂いておりますけれども、審査項目につきましては、それぞれ様々な事情を総合的に勘案して、割当ての都度、検討すべきものでございまして、今回は原案のとおりとさせていただきます。

次に、下から2番目、NTTドコモからですけれども、周波数幅の切替技術の国際標準化提案に関しまして、既に3GPPにおける標準化済みの機能を用いて行うことが可能であることも想定できるのではないかという御意見を頂いておりますが、もし可能であるのであれば申請いただく開設計画にその旨書いていただきたいという回答にしております。

また、楽天モバイルに関しましては、こういった周波数を、幅を切り替えることができる技術については、比較審査項目になじまないのではないかという御意見を頂いておりますけれども、御説明したとおり、この周波数帯を有効に活用するためには、この技術があれば、うまく使うことができますので、比較審査項目として入れております。

続きまして、資料13ページ目を御覧ください。特定基地局開設料に関するものでございます。

標準額を下回る金額についても配点すべきなのではないかというソフトバンクの御意見に関しましては、標準的な金額以上による開設計画の認定申請が期待されることから、原案のとおりとさせていただいておりますけれども、頂いた御意見につきましては、今後の周波数割当てにおける参考とさせていただきますとしております。

2項目め、楽天モバイルからは、放送事業用FPUを利用する範囲は一の都道府県にとどまらないのではないかという御意見を頂いております。御意見のように、一の都道府県にとどまらない場合もありますし、逆に、例えば北海道での利用のように広い都道府県の中の一部しか利用しない場合の両面ありますので、係数化するということで単純化しているものでございますが、個別の1つ1つの事情は、そこでは省略して、計算させていただいております。

3項目めです。単純化した係数を用いているということで、今後修正することが期待されるということで、こちらにつきまして、必要に応じて見直しを行うことを考えております。

最後に、その他の項目でございます。その他の1項目め、NTTドコモからは、最新の情報、放送業務、公共業務の利用の最新の情報、さらには、ダイナミック周波数共用管理システム運用に関する費用情報について開示してくれという御意見を頂戴しておりますが、こちらにつきましては、当事者の個人情報

も含まれておりますので、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討してまいります。

その次の項目は、今後の割当てのことについてなので、本開設指針に係るものではないですが、参考にさせていただきますとしております。

意見の最後のページ、14ページ目でございます。

4.9GHz帯の割当てを早急に進めることが極めて重要というソフトバンクの御意見につきましては、今回の開設指針に係るものではございませんが、今後の施策の参考とさせていただきますとしております。

2項目め、マニュアルの公開について締め切りまで十分な期間をといるのと、あと受付期間を十分な期間をといる御意見ですけれども、マニュアルにつきましては、準備が整い次第、速やかに公表させていただきます。また、公募期間につきましては、電波法上、1月を下らない期間、公募しないといけないとなっておりますので、1か月以上の期間、公募を行うことを考えております。

3項目めでございます。携帯電話等抑止装置を製作している三精テクノロジーからの御意見でございます。携帯抑止装置に関しても同帯域の許可を願いたい。常時運用できることを希望します。追加機器を付加するための費用の補助を希望しますという3つの御意見を頂いておりますけれども、放送事業用FPUと公共業務用無線局に影響を与えないというのが大前提でございますので、主導的に、それらの方々、さらには今回割当てを受けようとする免許人、携帯電話事業者とも主導的に調整を図るとともに、自ら追加機器の付加等を行うことが適当とさせていただきます。

最後の御意見でございます。800MHz帯も再割当てを行うべきだという御意見を頂いております。再割当て制度自体は、今回の意見募集の対象ではございませんが、今後の施策の参考とさせていただきますということで、昨年8月に取りまとめました「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」におきまして

も、再割当制度の導入についての提言がなされておりますので、それらを含めた関係法令の改正法案について、ただいま準備している最中でございます。

最後に、今後のスケジュール、15ページ目を御覧ください。

本日、電波監理審議会で御答申が得られましたら、速やかに開設指針の告示を官報において行いまして、申請の受付を1か月以上の間、行います。その後、審査の後に4月か5月の電波監理審議会に諮問させていただいた上で、答申が得られましたら、1者につきまして、開設計画の認定を行うこととするものがございます。

16ページ目以降の資料につきましては、割愛させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○日比野会長 田中企画官、御説明、ありがとうございます。

それでは、本件につきましても御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理、お願いします。

○兼松代理 田中企画官、御説明どうもありがとうございます。

幾つか質問させていただきたいのですが、まず、5ページの条件不利地域についてでございますけれども、条件不利地域というのは、この記載によりますと、過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯の地域と書いてございまして、これは必ずしも都道府県ということではなく、もうちょっと狭いエリアかと思うのですが、これはここが条件不利地域ですよということで、もう指定がなされているのでしょうか。

○田中移動通信企画官 兼松先生、ありがとうございます。こちらの7つの条件不利地域は、兼松先生が言われたとおり、必ずしも都道府県の地域とは一致しておりませんで、豪雪地帯となると、さらに都道府県を上回る地域で設定さ

れていたりとか、あるいは辺地であれば1市区町村の中で、さらに一部の地域と設定されていたりいたします。

こちらの条件不利地域7地域に関しましては、総務省でも、条件不利地域の補助スキームを持っておりまして、携帯電話等エリア整備事業という補助事業を設けております。そちらの、地理的な条件不利地域におきましては、国庫補助によって、5Gの基地局整備を進めていこうという事業をやっておりますけれども、この7地域はそこと軌を一にして、同じ範囲で制定しようと考えております。

では、具体的にどこの地域が入るのでしょうかというお問合せにつきましては、携帯電話事業者のニーズに応じて、お出ししていきたいと考えております。あらかじめ指定されているものでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、比較審査基準のカテゴリーとしまして、条件不利地域というのと、整備が進んでない地域というのと両方あるわけですけれども、必ずしも一致はしないけれども、条件不利地域は恐らく整備も進んでないのではないかと想像しますので、多少かぶるところもあるのかと想像しますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○田中移動通信企画官 先生おっしゃるとおりでございます。多くの場面で、基地局整備が進んでいないエリアと、条件不利地域のエリアは、かなり重なり合うところがあると思います。御説明でも申し上げたとおり、都市部、地方部を一体的な5G基地局整備を進めるという話とともに、今の共用の相手となります放送事業者のFPUの利用実態を見ましても、東京を中心として関東地方はとても利用が進んでおりますけれども、他方で全く、1年間で1回も使われていない都道府県もあるものですから、そういった地域で、この2.3GHz帯をより積極的に使っていただくと、2.3GHz帯全体の利用効率も上がっていくのではないかと考えて、このような審査項目を制定させていただいております。

ます。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、BとC-1というのは、そういうことである程度重なり合うところもあるということで、しかも配点が両方とも12点、18点と非常に高うございますので、Bを高得点取っているところは、恐らくC-1も高得点を取りそうであるということで、ここで、かなり勝負がつくのではないかという気がいたしますけれども、そのような予想をなされておられるのでしょうか。

○田中移動通信企画官 まさに、全国バンドでございますので、放送事業者が使われてない地域で基地局を打てるというのが、今回メリットがあるのではないかと考えております。

他方、東京でもし使うとしますと、放送事業者用の無線局の受信点が、東京スカイツリーで使っていたりしますと、その半径100キロほどでは使えない、携帯電話では使えないというようなことになりますので、むしろ、例えば東京とか大阪とか名古屋とか、その辺の周り以外のところで使うことのほうが、より、常時、携帯電話事業者としても、使えるのではないかということだと思いますので、放送事業者との調整も容易に行えますし、そちらのほうが全国的に見ても、この2.3GHz帯の有効利用にも資すると考えてございます。

○兼松代理 ありがとうございます。理解いたしました。

あともう1点、念のため確認ですが、ソフトバンクの御意見で、災害対策を審査基準に入れてくれというのに対して、省のお答えとしましては、絶対審査基準において審査しますということだったのですけれども、絶対審査基準のどこの部分で災害対策を考慮することになるのでしょうか。教えていただければ、ありがたく思います。

○田中移動通信企画官 御質問ありがとうございます。資料の6ページ目を御覧ください。設備のところでございますけれども、③の特定基地局の運用に必

要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有することというところで、災害対策についてお聞きしています。

なお、付言いたしますと、楽天モバイルが、このたび災害対策基本法上の指定公共機関に指定されておりまして、携帯電話4者に関しましては、全て指定公共機関になっていますので、そういう意味での差異はなくなっています。

以上です。

○兼松代理 ありがとうございます。了解いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、あと、いかがでしょう。林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。それでは、1点、質問ではなく、コメントということをお願いしたいのですけれども。私は、これまでも開設指針案のパブリックコメントについては、指針案のパブリックコメントだけではなくて、比較審査基準の判定方法、これについても評価の透明性を高めるという見地から、あるいは行政の一層の説明責任の観点から、とりわけ配点も含めて、パブコメを充実させることなどして、事前に関係各位の意見を聞く機会を拡充するということが必要かつ重要ではないかと申し上げたことがあるのですけれども、今回、その意味からすると、とても画期的なことが総務省の御努力でなされたようでありまして、11ページ目ですかね。これは事業者からも評価されておりますけれども、今回、ドコモとKDDIからも評価なされているようだけれども、審査項目の配点とか配点方法も含めてパブコメに付されたということについてです。これ自体は、一見、地味な変更点のようだけれども、他方で非常に重要な改善点だとも思っておりまして、今後とも、ぜひこのようなパブコメ対応を続けていっていただければ良いのではないかと思います。と申しますのも、今後、とりわけプラチナバンドの再割当てといった議論になりますと、これは非常に事業者の事業活動に死活的な影響を与えかねませんので、その意

味からもお願いです。ぜひ引き続き、今回採られたこの方法は維持していただければありがたいと思っております。

コメントですが、以上です。

○田中移動通信企画官 林先生、ありがとうございます。これまでも、今後も、なお一層行政運営の透明性、公平性が図られるように、日々努力してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

あと、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。今回はダイナミック周波数共用の、第1弾と伺っています。この後も、こうやって割当てをしていくに当たっては、今回示されているような、比較審査基準が用いられるということになるのでしょうか。それとも、周波数の性格によって、また違うものになるのかということと、それからソフトバンクさんからマニュアルの公開を早くというのがありまして、確かに毎回募集の比較審査基準は大きく変わったりしていますので、いつ頃公開の予定なのかを教えていただきたいと思えます。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。ダイナミック周波数共用方式で初めての割当てとなります。今後、5Gの周波数候補帯域がございまして、その中でもダイナミック周波数共用方式による共用が可能性としてあるものがございます。

ただ、実際にどういう審査項目、審査基準で行うかにつきましては、やはりそれぞれ共用している相手の事情もございまして、そもそも周波数の性質も違ってきますので、必ずしも今回と全く同じものが使えるというわけではございません。もちろん参考にはできると思うのですが、全て同じということ

にはできないと思います。

もう一つ、マニュアルの公開です。できる限り頑張りますが、具体的に、何月何日と現時点では申し上げられません。申し訳ありません。

○長田委員 分かりました。なかなか日程、スケジュールを見ると、各社さんにも厳しいスケジュールだなと思いますので、総務省の皆さんも大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

○田中移動通信企画官 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、笹瀬委員、お願いします。

○笹瀬委員 笹瀬です。審査基準も含めて、オープンにされたということ、先ほど林先生からもコメントありましたが、画期的で、御努力感謝いたします。

質問は、ダイナミック周波数割当ての第1ステップということで、私なんかもいろいろ論文とか書いているのですが、ある意味では協議をして、かつ時間と場所で切り替えるということであると、ダイナミックといっても、かなり前もって打合せをしてやるわけで、センシングをして、瞬時切り替えるわけではないですね。

そういうことから見ると、この方式に関して運用上、もし、例えば、分かりやすく言うと、FPUを使う場合、例えばマラソン中継とか分かりやすいのですけれども、例えば何か大きな地震があったとか災害があって、急にその周波数でFPUを使いたくなる場合があった場合に、その運用上、そういうふうなことに限っては、放送業者さんと打合せする暇がないとかということも起こると思うので、そういうことに関しては何か手順が決まっているのでしょうか。すぐ切り替えないとまずいですよね。

○田中移動通信企画官 笹瀬先生、ありがとうございます。

まず、今回のダイナミック周波数共用方式ですけれども、先生がおっしゃるセンサー方式、アメリカでSAS方式と言われている方式ではなくて、データ

ベース方式を使っています。やはり、先生もおっしゃったとおり、全国の放送事業者さんがこのFPUを使うわけですけれども、いつ何どき、どこで災害とか事件が起きるかが分からないので、センサーをつけるにしても、どこにセンサーをつけるのですかというのが、なかなか厳しいということから、今回データベース方式を採用させていただいております。

平時の利用、あらかじめ使用するのが分かっているときには、事前にデータベースにデータを入れておいて、運用停止するのですけれども、いざ大地震が起きたとか、災害発生したとか、事件、事故が起きたとかというときには、放送事業者から連絡していただいて、1時間以内に携帯電話事業者が停波するということで、携帯電話事業者と放送事業者間での協議ができております。

以上です。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございます。最も重要なことは、ダイナミック切り替えであるものの、リアルタイムではないので、ぜひうまく、運用いただけるよう、1時間というのはいい時間だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。

○日比野会長 私も、これは大変すばらしい動きだと理解しました。林委員や笹瀬委員のおっしゃったとおりで、非常に透明性が高まって、画期的ですばらしいなと思いました。

配点まで示した中で、事業者から、決定的に批判の声があるわけでもなく、そういう意味では皆さんある程度納得した上で、これから動けるということで、非常にいいのではないかと思います。ぜひこの透明性を高める方向でブラッシュアップを続けていっていただければと思います。

それと、これもコメントですけど、「デジタル田園都市国家構想」という現政

権が大変重点を置いている政策とのリンクを非常に強く感じられるという意味でも、政策実現の一貫性の観点からも大変結構なことだと感じました。

○田中移動通信企画官 ありがとうございます。今後ももちろん、公平、透明な運営を高めてまいりますし、政策としての一貫性も保っていけるように、日々精進してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件、諮問第4号、諮問のとおり制定するということが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○長田委員 結構です。

○兼松代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○田中移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

報告事項（総合通信基盤局）

（1）公共用周波数の有効利用に向けた継続的なフォローアップの実施

○日比野会長 それでは、続きまして報告事項ですが、公共用周波数の有効利用に向けた継続的なフォローアップの実施につきまして、木村重要無線室長から説明をお願いいたします。

○木村重要無線室長 重要無線室長の木村でございます。よろしく願いいたします。

公共用周波数の有効利用に向けた継続的なフォローアップの実施について御

報告させていただきます。1 ページを御覧いただければと存じます。

昨年、デジタル変革時代の電波政策懇談会について御紹介をさせていただきましたが、その中で、国の省庁が運用する公共業務用無線局につきまして、廃止ですとか周波数移行、周波数共用、デジタル化といった周波数有効利用に向けた取組の方向性を確認した結果についても、御報告させていただきました。このような周波数有効利用に向けた取組の状況につきましては、継続的にフォローアップすることが重要となっておりますので、1 年を経過した段階でのフォローアップの実施方法につきまして、このたび、事前に御報告をさせていただくものでございます。

具体的なシステムについては、お手数ですが、一旦、2 ページの表を御参照いただければと存じます。

対象といたしましたシステムにつきましては、全体では31システムがございます。上から参りますと、他の用途での需要が顕在化している周波数帯を使用するシステムといたしまして、9システムございます。例えば、①の1.2GHz帯の画像伝送用携帯局、そして、その次ですと5GHz無線アクセスシステム、こちらにつきまして廃止という方向性を確認し、ほかのシステムについても、それぞれの方向性を確認したところでございます。

また、下のほうにございますが、アナログの無線システムでありまして、周波数の有効利用の観点では課題があるもの。こちらは22システムございます。それぞれデジタル化等の方向性を確認いたしました。

1 ページにお戻りいただければと存じます。囲みの下を御覧いただければと存じますが、今回対象といたしますのは、先ほどの表に記載の各システムとなります。

また、実施方法といたしましては、まず、関係省庁での各システムに関する周波数有効利用に向けた今後の方向性に関する取組につきまして、進捗状況、

今後の計画、課題等につきまして、総務省から書面による調査を2月から3月にかけて実施いたします。

その後、同懇談会のフォローアップの一環といたしまして、懇談会に設置されております公共用周波数等ワーキンググループにおきまして、関係省庁へのヒアリングを5月にかけて実施いただく予定でございます。

その後、同ワーキンググループにおきまして、評価結果を取りまとめたいただき、それにつきまして、7月頃に、またこの場で御報告をさせていただき、公表していきたいと考えております。

なお、3ページに背景についての資料ございますが、説明を割愛させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○日比野会長 木村室長、ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理、お願いします。

○兼松代理 木村室長、御説明どうもありがとうございました。

このフォローアップにつきまして、全31システムについて、今後の方向性を一応打ち出されたと理解しておりますけれども、実際にデジタル化ができるのか、廃止ができるのかと、あるいは共用ができるのかといったことについては、これから具体的にヒアリングを踏まえて、策定していくということになるかと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○木村重要無線室長 廃止ですとか周波数共用、こういった今後の方向性につきましては、昨年の懇談会の報告をまとめる過程で、その時点で各省庁からヒアリングをいたしまして、各省庁がそういった形で進めることで、その方向性につきましては確認したというものを取りまとめておりますので、それ自体は、

その当時、きちんと方針としてあったものと考えております。

それで、今回フォローアップいたしますのは、それが具体的に進捗しているのか、そしてまた、何か、今後進める上で課題が生じてないか。そういったところを1つ1つ見ていくというものになります。

○兼松代理 ありがとうございます。とりわけデジタル化につきましては、予算の問題ですとか、いろいろ技術的な問題もあろうかと存じますので、引き続き粘り強くといいますか、丁寧な取組をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○木村重要無線室長 精査の上で、課題ですとかも明らかになっていくこととは思っておりますが、その中でも、周波数の有効利用に向けた取組を推進していけるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 林委員はいかがでしょう。特によろしいですか。

○林委員 はい、大丈夫でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 私からも特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 非常にいい取組だと思いますけれども、ぜひ、検討していただきたいのは、やはりデジタルにすると、データがビッグデータになるということと、それからシステムがある意味では共有、共用できるような仕組みをうまく使っていただいて、特にデータの、相関があるようなデータってありますよね。そういうものをうまく使えるような、省庁をまたがって、同じデータをお互い2つ足すと、さらにいい内容が出るような、そういう取組に関しても、ぜひ検討していただくとありがたいかと思っております。

以上です。

○木村重要無線室長 ありがとうございます。このフォローアップの取組を通して、きちんとデジタル化も含めて推進していきたいと考えております。

また、災害時において、それぞれの省庁といたしますか、省庁間で関係の担当者が情報共有するために、P S - L T Eという仕組みを推進しておりまして、その実現につきましても、着実に進めていきたいと考えております。その中で、先生がおっしゃるような、必要なデータの共有といったものも進めていただけるものと考えております。

○笹瀬委員 どうぞよろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、この方向でしっかりと対応を、よろしく願いいたします。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

○木村重要無線室長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第5号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第5号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、飯倉放送政策課長から説明をお願いします。

○飯倉放送政策課長 総務省放送政策課、飯倉です。本日もよろしくお願いたします。

日本放送協会の受信規約の変更の認可につきまして、資料のまず1ページ目を御覧いただきたいと思います。

1つ目、諮問の概要について、本件はNHKから、放送法の第64条第3項の規定に基づきまして、受信規約の変更の認可申請があったものであります。

この認可申請は、NHKの有識者会議である受信料制度等検討委員会の答申を踏まえて、また、経営委員会による意見募集の結果を踏まえて行われたものであります。

まず、(1)変更内容についてです。従来から、NHKではインターネット等を活用いたしまして、お知らせや手続の案内、こういったことを行うことで、受信契約者の利便性の向上を図るとともに、受信料の契約・収納活動の効率化による経費削減に取り組んでいるということでもあります。

この一環といたしまして、今回、受信契約時に、受信契約者の電話番号や電子メールアドレスを届け出ってもらうこととし、他方で、一部の事項の届出を不要とするといった変更内容になっております。

具体的な中身について、7ページ目の別紙2の新旧対照表を御覧ください。こちらで御説明させていただきます。

まず、現行の右側ですが、第3条「放送受信契約書の提出」で、提出しなければならない項目が書かれております。この中で、現行では(4)といたしまして、受信機の数というのがあるのですが、こちらを削除するということになっております。他方で、左側の変更案の第3条の(5)として、事業所

等の場合は受信機の数に記載する規定を追加しております。受信機の数、普通の住居の場合は必要がないわけですがけれども、事業所におきましては、受信機の数によって受信料の額が変わってきますので、(5)として、事業所等の場合を規定したものとなります。

次に、第3条第5項を追加しております、こちらで先ほど言いました電話番号及び電子メールアドレスの所定の方法により届け出るものとするという規定を追加しております。

資料戻っていただきまして、1ページ目の1の(3)事業収支に及ぼす影響ということで、令和3年度の支出額としましては、システム開発実施費用として、0.3億円を見込んでいるということでもあります。

施行期日ですが、周知期間を考慮いたしまして、令和4年4月1日から施行するというようにしております。

次の2ページ目ですが、審査の結果です。本件は、先ほど言いましたNHKの外部有識者から構成されるNHK受信料制度等検討委員会の答申と、国民・視聴者を対象としたパブコメの結果を踏まえて認可申請されたものであって、受信契約者の利便性の向上・負担軽減、受信料の契約・収納活動の効率化による経費削減を図るため、変更するというものでありますので、妥当なものであり、したがって、申請のとおり認可することが適当であるとしてございます。

御審議よろしく願いいたします。

○日比野会長 飯倉課長、ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等、委員の皆様いかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理、お願いします。

○兼松代理 飯倉様、御説明どうもありがとうございました。

今般、電話番号と電子メールアドレスの届出をしてもらうということですが

れども、この使い道でございますね。目的は利便性の向上ですとか、受信料の収納の効率化ですとか、経費削減ということになっているのですけれども、具体的に、例えば電話をかけて、受信料払ってないから払ってくださいというようなことに使うのか、具体的な使い道について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。引越しの際に届出が出されていない場合や、契約の内容が変更になる場合など、重要な事項について、NHKから積極的に受信契約者にメールや電話番号でお伝えすることがあると聞いております。そのほか、やはりいろいろなお知らせがあるかと思えます。これは、あまり多くなってもいけませんので、こういった重要事項ではないお知らせにつきましても、業者のほうでちゃんとオプトアウトができるような仕組みと聞いております。

○兼松代理 ありがとうございます。おっしゃるとおり、あまりこれを乱用することになりますと、かえって個人の平穏な生活を侵害するという危険もなくはないと思えますので、やはり、あらかじめ利用目的とか、どのようなやり方でやるかということは、きちんと決めてやっていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○飯倉放送政策課長 承知しました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。質問というか意見でございますけれども、審査結果のところにありますように、今回、本件はNHKの内部に構成されたNHK受信料制度検討委員会とか、それから、パブコメなんかを基にしていて、そこでいろいろな意見が出ていて、私も事前に拝見したのですけれども、その意見というのは非常にもっともな意見がたくさん寄せられているように思いま

すので、この答申、諮問自体に全く異論はないのですけれども、NHKにおかれましては、そこで、たくさん上げられた意見をぜひ積極的に酌み取って、参考にしていただきたいと思います。

要望でございますが、以上です。

○飯倉放送政策課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。

電話番号や電子メールが必要だということも分かります。ただ、新しい契約のところではまだ取得できないのであれば、場合によっては更新のときに何か呼びかけるとか、そういうこともなさったほうがいいのかと思いました。

以上です。

○飯倉放送政策課長 承知しました。ありがとうございます。

○日比野会長 重要な指摘をありがとうございます。

それでは、あと、笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 皆さんの質問でよく分かりましたので、このままで結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野ですけど、結論的には異論はございません。メールアドレスとか電話番号の管理、メールの誤送信等もないように、くれぐれもしっかりとしていただければと思います。

受信料制度等検討委員会での議論を見させていただきましたけど、確かに電子メールとショートメッセージ（SMS）は、ちょっと違いますよね。携帯電話でSNSが来ると、なりすましとか、そこからの詐欺という展開がよくあり、こういったところもいろいろと議論されていると思います。何かこのSMSに関する辺りの議論というのはあったのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。ショートメッセージであれ、普

通のメールであれ、個人情報に詐取されるようなことは、起こり得ることかと考えられます。経営委員会における意見募集において、やはりそういったことを懸念する意見も来ておりまして、NHKを装った問合せや勧誘といったことに対する視聴者の皆様に対する注意喚起、セキュリティーへの知見を持ってもらうための取組なども含め、利用者の安全な利用環境の確保に取り組んでいただきたいということは、我々からも改めてお伝えしますし、NHKとしてもそういう認識であると聞いております。

○日比野会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、本件、諮問第5号、諮問のとおり認可をすることが適当である旨の答申を行います。委員の皆様よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 結構です。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 どうもありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございました。

(2) 日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

(諮問第6号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第6号に参ります。日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見につきまして、こちら飯倉放送政策課長から説明をお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、2ページ目を御覧ください。こちらスケジュールですけれども、NHK予算につきましては、通常、年明けに総務省に対してNHKから提出がありまして、今年は1月12日に提出がございました。その後、与党の了承を得ましたら、電波監理審議会に大臣意見を諮問させていただき、答申をいただいた後に、大臣意見とNHK予算についての閣議決定を経まして、国会に提出するという段取りになってございます。

次の3ページに、令和4年度のNHK予算のポイントを書かせていただいております。今回、一番のポイントは、収支均衡予算ということであります。これまで3年間は赤字予算を組んでおり、決算の際に黒字になってということをお繰り返してきたわけですけれども、久方ぶりに収支均衡予算を組んできたということになります。

1つ目の一般勘定収支を御覧ください。まず、令和2年度の決算を御覧いただければと思います。事業収支差金は251億円の黒字の決算になっているのですが、予算の際はマイナスの149億円の赤字予算を組んでおりました。事業支出がもともともう少し大きかったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、ロケも含めて番組制作が思うようにいかず、6,870億円の事業支出に落ち着いたということもありまして、収支差金が出たということになります。

今年度予算につきましても、同様にマイナスの230億円の赤字予算を組んでいるわけですけれども、こちらの今後の見通しとしましては、100億円から200億円の黒字になりそうだとNHKからは聞いております。

次に令和4年度予算ということですが、やはり事業支出のほうが、令和2年度決算と同じぐらいの、事業支出6,890を見込んでいる。そして、事業収入

につきましても、下のほうで説明しますが、6,890と昨年度より少し減った形の予算を組んでおりまして、これで収支均衡ということになるわけでありませす。

2つ目の受信料の収入の状況であります、6,890の収入のうち大半が受信料収入ということでありまして、これが令和4年度予算で6,700となっております。こちら、令和3年度の見込みとしましては、支払率が81%となっているのですが、こちらを令和4年度でも81%を何とか守っていききたいという予算になっております。

支払率につきましては、ピーク時には83%までいったのですけれども、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で営業活動がなかなかできないということもありまして、少し下がってきている傾向にあるということでもあります。

次のページ以降に、項目別の費用を御説明させていただきたいと思っております。

まず、国内放送ですが、こちら令和3年度予算で3,309と積んでいたのが、令和4年度はやはり、コロナの関係で番組制作ができないという事情がありまして、3,187と減らしております。こちら、おおむね令和2年度決算の数字に近い値になっております。また、ジャンル別の番組管理に転換によるコスト合理化にも取り組むということで、例えば、ドキュメンタリーなどの番組で、これまでは、BSと地上波というチャンネルごとにそれぞれ番組をつくるということがあったわけですが、やはり番組制作が思うようにいかないということもあって、素材の共有などを含め、ジャンルごとに番組管理を行う取組を進めていくと聞いております。

次に、国際放送です。国際放送も少し金額を減らしております。これは番組制作の部分の削減もありますけれども、これまでNHKワールドを海外で見ていただくために、ケーブルテレビや衛星放送に係る費用があったわけですが、最近ではインターネットでも見るのが可能になっておりますので、ケーブルテ

レビに衛星放送に係る費用を少し減らしている状況だと聞いております。

次に、5番目のインターネット活用業務です。こちら「NHKプラス」のサービスを、24時間に対応するようにするサービスの拡充や、先般、御審議いただいた社会実証の実施に係る経費を積んでおります。

また、「NHKオンデマンド」につきましても、事業収入46億円と、最近新型コロナウイルス感染症の影響による巣籠もり需要の増加で、かなり加入者数も増えておりますところ、そういった傾向が今後も続くと思っております。

次のページが営業経費です。巡回訪問営業から、訪問によらない営業への業務モデルの転換によって、経費を大幅に削減するということになっております。令和4年度予算といたしまして624億円と、今回初めて受信料収入に対する営業経費の割合が、10%を割って9.3%で提出をいただいたということになります。

7番目が、繰越金等でありますけれども、まず、建設積立資産です。こちらは放送センターの建て替えのためのお金を積んでいるわけですが、大体1,700億円ぐらいかかるということで、この資産を1,693億円積んであります。来年度に関しては、100億円ほどお金を使う予定のようですが、取りあえず一般勘定などで捻出できるということで、このお金の取崩しは予定してないということです。

財政安定のための繰越金については、資本収支の差金が90億円発生するということで、令和4年度末の見込みとして1,980億円を見込むとなっております。

こういったNHKの予算に対しまして、次のページが大臣意見であります。6点ほど概要を御説明させていただきます。

まず、1つ目が、久方ぶりの収支均衡予算を提出いただいたわけですが、この予算の執行に当たっても、収支均衡を確保してくださいということ

求めております。

2つ目が、受信料の引下げについてです。こちら2023年度にNHKとして値下げをするという方針を出されているわけですが、この内容を早期に具体化してくださいということをお願いしております。

3点目が、インターネット配信でございまして、こちらも取組を進めていたかないといけないわけですが、なかなか議論が深化していないことがありますので、議論深化に取り組んでいただきたいということをお願いしております。

4点目が、衛星とラジオの放送波の削減についても、2023年度、2025年度に、それぞれ実施をするということを表明されているわけですが、これらについての具体的な計画を明らかにするよう求めています。

5点目が、国際放送です。この6、7年間、予算額も増加してきておりますので、この間の取組の成果について分析をしていただき、今後の方針を改めて取りまとめるようお願いしております。

最後に6点目ですが、障害者の方の受信料の免除の手続について、現在、紙でしかできませんので、オンラインで可能になるようにお願いしますということを申し上げております。NHKからも取り組む予定であると聞いておりますので、それを後押しすることができればと考えております。

説明は以上になります。御審議、よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松代理、お願いします。

○兼松代理 飯倉様、引き続き御説明ありがとうございました。

既に御説明の中にありましたけれども、今般ようやく収支が均衡する予算が出たということで、私が委員になりましたから毎年赤字でスタートして大幅な

黒字で終わるといふ不思議な予算が続いておりましたので、一般企業ですとちよつと考えられないよふな予算の組み方があつたわけですからけれども、よふやく、NHKもこれを現実に近づけるといふこととて努力をなされたと思つておりますが、これは引き続き実際に決算になつたときに、乖離しないよふに努力をしていただくといふことと、コロナが終つたとしても、やはり均衡予算といふことには十分留意していただきたいといふこととて、省でも十分注視をしていただきたいと思つております。

そして、大臣意見の案で、この概要には必ずしも書いてなかつたのですけれども、意見の中にはお書きいただいているのですが、私としては、やはり非常に気になっておりますのは子会社でございますね。これ毎年申し上げておりますけれども、非常に子会社が多く、子会社との取引が多い。そして随意契約が多いといふ点とて、なかなか改善されていないのではないかといふことを懸念しております。

ですので、意見の中にお書きいただいておりますけれども、この点は非常に強調していただきたいと思つておりますこととて、省においても引き続きこの点は十分気をつけて見ていただきたいと思つております。

それから、コンプライアンスの点でございますね。これも意見の中には書いてあるのですけれども、いろいろと問題行為が、不正行為とか不祥事、あるいは過労死といふよふな問題が起きたといふことが指摘されておりますので、この点につきましても、もちろんほかにいろいろ重要な点を指摘していただいているわけですからけれども、コンプライアンスといふ点も非常に重視していただきたいと思つておりますので、引き続き、省で御指導いただきたいと思つております。

以上でございます。ありがとうございます。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。収支均衡につきましても、おつ

しゃるとおりかと思っております。我々としても、執行に当たっても注視するとともに、さらに来年度以降の予算編成につきましても、注視をしていきたいと思えます。

2点目の子会社の関係につきましても、我々もかなり問題意識を持っておりまして、随分前から、随意契約の比率が高いということは申し上げており、随意契約比率の公表はさせるとともに、さらに子会社の利益について株主であるNHKのほうに50%以上還元するようにするルールをつくっているわけですが、なかなか95%程度という随意契約比率が変わらないという現状にあります。こちらについては、我々からも引き続き働きかけるとともに、NHKの方でも中期経営計画の中で子会社の改革について方針を出されておりますので、こういう改革の中で、子会社との関係性についても見直しを図っていくように、我々も引き続き後押ししていきたいと思っております。

コンプライアンスにつきましても、兼松代理のおっしゃるとおりだと思えますので、引き続き、問題が起こらないように、我々もサポートをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。大臣意見についてですが、ここに掲げられている各項目の内容は、しごくもつともなもので、兼松代理がおっしゃったことにまったく同感ですが、私からは総論的なこととして、この大臣意見は、国民・受信者の声でもあるわけですが、この大臣意見をNHKがどのように受け止めて対応していただいているのか、いまいち見えない部分がございます。国会でのNHK予算の審議は深夜にNHKで放送されていたりして、そこでの協会幹部の受け止めや反応はテレビで国民は視聴できるのですが、大臣意見につ

いてもNHKのほうでどう共有されているのか、これは今回に限った話ではないのですが、大臣意見の受け止めについてももう少し可視化していただくご努力を協会にはお願いしたいと存じます。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。大臣意見、幾ら書いてもなかなか実現していないではないかという厳しい御指摘かと思っております。我々の力不足のところもあるわけですけれども、立てつけ上、強制することができませんので、こういった意見を通じて、また、国会での御審議を通じて、協調できるところは多いと思っております。そういったところを中心に、様々なケースにおいて、日々、日常業務の中で働きかけていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。対立ではなく、まさに協調しながら、ぜひ同じ方向を向いてやっていただけるとありがたいと思えました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 兼松先生や林先生の御指摘には共感しております。NHKさんの番組の内容については、いろいろ努力をしていらっしゃるというのは感じておりますので、そういう姿勢で、そして、林先生御指摘があったように、みんながそれが共有できるような形で進んでいただければいいと思っております。

以上です。

○飯倉放送政策課長 承知しました。ありがとうございます。

○日比野会長 笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 笹瀬です。ほかの委員の先生方の御意見に、そのとおりだと思いますので、よろしく願いします。

1点だけ、7番目の財政安定の件に関して、積立基金に関してはかなり、今

回ゼロで、建て替えの費用がかなりそろっている、集まっていると思うのですが、けれども、財政安定のための繰越金というのが1,900億円近くあるわけですね。それに対してさらに、額は少ないにしても、さらに積み立てていることで、これに関しては目標額とか、必要な何か、限度額ですか。そういうのを何か公開というか、説明したほうがいいような気がしますね。かなりお金がたまっているという意識があるので、多分一般の方から見ると、必要でないのであれば、受信料安くしてよということ、一番言えるところだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思えます。まさに今後の放送法の改正の中で、御指摘いただいた問題意識も踏まえて、NHKの剰余金、繰越金を使って、受信料の値下げができるような仕組みができないかと考えておりました、こちらの改正についてはまだ、これから国会に提出する予定ということではあるのですが、中身としましては、中期経営計画の3年間において、剰余金、繰越金としてたまったものを次の期間、次の中期計画において、値下げを実現できるようなことができないかと検討しているところではあります。

その際には、いわゆるNHKの剰余金が、幾らぐらいが適正なのかという水準も調整をさせていただいて、それを上回る金額を値下げに充てるという仕組みができればと思っているところです。

以上であります。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

○笹瀬委員 どうもありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

最後、日比野からです。もう兼松代理以下皆さん、御指摘いただいていますけど、大臣意見の冒頭にも出ている通り、ぜひ収支均衡でいって欲しいと思

ます。コロナ以前から毎年、予算が実績と激しくぶれていて、常にプラスへぶれるので、一般企業だったらいいわけですけど、予算の背後にある事業計画に対するクレディビリティを損なうこととなります。そういう意味では、予算と実際との乖離というのは、突発事象は別として、やはり一般の人にちゃんと理解できるような状況でないと、おかしいなという感じがします。

ですから、ぜひ、今年は執行あるいは運用の段階においても、予算に沿った状況を期待したいと思います。

それから、諮問事項に関してはもちろん賛成ですけれども、1つ、笹瀬委員がおっしゃったのに関連して質問ですけど、余剰金については確かにため込んでいるなという感じに見えてしまいます。今年度からスタートしている放送局の建て替えは連鎖型の建て替えということになるので、2036年まで相当時間をかけてという話だと思います。来年度については、100億ぐらい使うけれど、一般予算の中で対応できるということになると、そういう事態が続くと建設積立資産というのはずっと残りっ放しで、要らないということになりますよね。それと別途、繰越金があるということなので、その辺のところはしっかりした説明が必要なのだろうと思いました。

ネット社会において、フィルターバブルの問題がいろいろと言われる中、立派な公共放送であるNHKの重要性というのは、恐らく増していくと思います。そういう意味でもしっかりと国民から信頼される運営を期待したいと思います。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。御指摘を重く受け止めまして、日々NHKとのやり取りの中で、今回の御審議いただいたことが、しっかり実施されていくように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第6号、こちらを諮問のとおり意見することが適当である旨の答申を行いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。御指摘を重く受け止めまして、日々NHKとのやり取りの中で、今回の御審議いただいたことが、しっかり実施されていくように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第6号、こちらを諮問のとおり意見することが適当である旨の答申を行います。委員の皆様よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構です。

○笹瀬委員 結構です。

○長田委員 賛成します。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 では、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。

情報流通行政局の職員は、退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は令和4年3月7日月曜日15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

ということで、一応審議会はこれで終了ということでございますけれども、兼松代理は、今月の26日をもちまして任期満了ということになります。したがって、審議会への御出席は本日が最後ということになります。最後の会もウェブベースで、大変残念ではありましたが、兼松代理、一言御挨拶をいただければと思います。

○兼松代理 ありがとうございます。思い返しますと3年前、林先生と一緒に辞令を頂戴しまして、一緒に関係各位に挨拶回りをしたことが、つい昨日のように感じるわけでございますけれども、逆に申しますと、そのとき御挨拶した方は皆さんもういらっしゃらないとか、ほとんど異動されているということで、3年というのは短いようで長かったのかと思っております。

そして、私御承知のように全く、電波ですとか放送ですとか電気関係には知識がございませんで、このような大役が務まるのかというのは非常に不安に思っていたわけですが、吉田前会長ですとか、日比野会長ですとか、委員の皆様、審理官の皆様のお助けをいただきまして、何とか今日まで務めてまいれたのは本当にありがたいことだと感謝しております。皆様どうもありがとうございます。

そして、事務局の方々にもいろいろと私言いたいことを申したわけですが、随分とサポートしていただきまして、大変ありがたいと思っております。

そして、少しだけ感想を申し上げますと、3年間で非常に、前任から伝え聞いたところでは、そんなに大きな事件はないと聞いていたわけですが、案に相違いたしまして、非常に大きな事件が結構ありました。

私が非常に印象に残っておりますのは、もちろんまず、ひのきの裁決の事件でございます。この裁決というのはめったにないということで聞いていたので

すけれども、ちょうど私どものところで裁決のタイミングが回ってきたということで、これにつきましても、長屋審理官ですとか、鹿島審理官ですとか、林先生に大変御指導いただきまして、私の拙い能力というか知識で何とか乗り切ることができて本当にありがたかったと思っております。

それから、もちろん皆様の、非常に今回取り組まれた外資規制の問題でございますね。これも、非常に世間の耳目を集めた事件でございますして、私どもで勧告を出すという非常に画期的なことがございまして、この勧告という、なかなかないイベントといえますか、事柄に関与できたというのは非常にある意味、ラッキーだったかと思っております。

それともう一つ、私が非常に印象に残っておりますのはアマチュア無線の問題でございます。この用途の変更に關しまして、思ったよりアマチュア無線の方々、非常に熱心に意見を述べられまして、ただ、主張については、非常にうなずけるところもあったものですから、皆様に情報を共有させていただいて、改正といえますか改革をお願いしたということがございました。

この3つが非常に私としては印象に残りましたけれども、もちろん5Gの割当てが始まったりとか、世の中の的には非常に大きなイベントもあったわけなので、3年間非常に、いろいろなことに触れさせていただいて、今後の業務にも、この経験を生かしてまいりたいと思います。

重ねまして、皆様どうもお世話になりました。ありがとうございます。

そしてまた、まだ26日まで、議事録のレビュー等もございますので、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、これで終了といたします。